

基安安発 1220 第 2 号
令和 5 年 12 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

墜落制止用器具については、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 1 号により質疑応答集を作成し、令和元年 8 月 27 日付け基安安発 0827 第 1 号により改定したところであるが、今般別添のとおり改訂したので、業務に活用されたい。

おって、別添と同様の内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載予定であるので了知されたい。